令和７年第３回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ｉ〕

議案番号	議　　題	
第56号議案	令和７年度春日井市一般会計補正予算（第２号）……	４
第57号議案	令和７年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第１号）……	８
第58号議案	春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……	10
第59号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……	15
第60号議案	春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について……	18
第61号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について……	21
第62号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……	29
第63号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について……	35
第64号議案	白山小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について……	37
第65号議案	白山小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について……	38
第66号議案	白山小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について……	39
第67号議案	高森山公園改修工事の請負契約について……	40
第68号議案	都市計画道路３・４・237 東山大泉寺線道路整備工事の請負契約について……	41
第69号議案	財産の処分について……	42
第70号議案	救急自動車の取得について……	43
第71号議案	ダンプトラックの取得について……	44

報告第２号　令和６年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについて…… 45
報告第３号　令和６年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて…… 49
報告第４号　令和６年度春日井市水道事業会計継続費の逓次繰越しについて…… 52
報告第５号　令和６年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰越しについて…… 54
報告第６号　令和６年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて… 56
報告第７号　令和６年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて…… 58
報告第８号　令和７年度春日井市一般会計補正予算（第１号）の専決処分について…… 60
報告第９号　中央公園グラウンド改修工事の変更契約の専決処分について…… 70
報告第10号　前高グラウンド改修工事の変更契約の専決処分について… 72
報告第11号　鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について…… 74
報告第12号　鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について…… 76
報告第13号　鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について…… 78
報告第14号　味美小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について…… 80
報告第15号　味美小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について…… 82
報告第16号　味美小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について…… 84
報告第17号　篠木小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について…… 86
報告第18号　篠木小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について…… 88

報告第19号　篠木小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について…… 90
報告第20号　東部中学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について…… 92
報告第21号　東部中学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について…… 94
報告第22号　宮南橋架替工事の変更契約の専決処分について…… 96
報告第23号　損害賠償の額の決定に関する専決処分について…… 98

第56号議案

令和７年度春日井市一般会計補正予算（第２号）

令和７年度春日井市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,394,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,538,852千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16 国庫支出金		27,503,591	277,280	27,780,871
	2 国庫補助金	9,413,127	277,280	9,690,407
18 財産収入		4,157,294	305,720	4,463,014
	2 財産売払収入	3,967,605	305,720	4,273,325
20 繰入金		3,293,073	128,140	3,421,213
	1 繰入金	3,293,073	128,140	3,421,213
23 市債		11,875,600	683,300	12,558,900
	1 市債	11,875,600	683,300	12,558,900
歳入合計		134,144,412	1,394,440	135,538,852

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　務　費		15,019,095	328,720	15,347,815
	1 総務管理費	12,615,852	328,720	12,944,572
4 衛　生　費		19,955,726	87,720	20,043,446
	1 保健衛生費	5,571,044	87,720	5,658,764
10 教　育　費		12,213,344	978,000	13,191,344
	2 小学校費	2,167,841	99,000	2,266,841
	3 中学校費	1,174,579	879,000	2,053,579
歳出合計		134,144,412	1,394,440	135,538,852

第 2 表　地方債補正

変　　更

（単位：千円）

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	124,700	普通借は券行貸又証発	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	141,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
教育債	義務教育施設整備事業	371,300				1,037,400			

第57号議案

令和７年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条本文後段に「なお、営業費用中管渠費のうち委託料141,004千円の財源にあてるため、企業債111,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　入	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
第１款　下水道事業収益	7,499,869千円	30,004千円	7,529,873千円
第２項　営業外収益	2,804,087千円	30,004千円	2,834,091千円
支　出			
第１款　下水道事業費用	7,137,109千円	141,004千円	7,278,113千円
第１項　営業費用	6,633,293千円	141,004千円	6,774,297千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　入	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
第１款　資本的収入	6,683,781千円	113,000千円	6,796,781千円
第１項　企業債	5,068,400千円	82,000千円	5,150,400千円
第３項　補助金	1,136,058千円	31,000千円	1,167,058千円

支　出

第１款　資本的支出	9,112,919千円	113,000千円	9,225,919千円
第１項　建設改良費	5,820,072千円	113,000千円	5,933,072千円

（企業債の補正）

第４条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	5,068,400	5,261,400

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

第58号議案

春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年春日井市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第14条の２　任命権者は、春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成４年春日井市条例第６号）第25条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

⑶　春日井市職員の育児休業等に関する条例第25条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための

措置

⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条の３第１項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

（春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成４年春日井市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第21条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第２項中「勤務時間条例」を「春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年春日井市条例第６号）」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時

間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の条例で定める時間）

第22条の４　育児休業法第19条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

⑴　非常勤職員以外の職員　77時間30分

⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第22条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（第24条において「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」を「育児休業法第19条第５項の規定による給与の減額については、職員が」に改め、「部分休業」の次に「（同条第１項に規定する部分休業をいう。）」を、「支給する」の次に「ものとする」を加える。

第24条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第２条の規定による改正後の春日井市職員の育児休業等に関する条例第22条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

説　明

この案を提出するのは、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援を拡充するため必要があるからである。

第59号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円」に改め、同条第４項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例（第５条第３項の改正規定（「217円」を「100円」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の春日井市消防団員等公務災害補償条例（以下「補償条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この条例（第５条第３項の改正規定（「217円」を「100円」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の補償条例の規定は、令和７年４月１日以後に支給すべき事由の生じた補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る補償条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害

補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

３　この条例（第５条第３項の改正規定（「217円」を「100円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説　明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するため必要があるからである。

第60号議案

春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について

春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例（昭和39年春日井市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第３条中「属していた階級とする」を「属していた階級（以下この条において「退職時の階級」という。）とする」に、「その階級」を「退職時の階級及び退職時の階級より上位の階級」に、「当該階級」を「退職時の階級」に、「退職した日にその者が属していた階級より」を「退職時の階級より」に改める。

別表中

「

	30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	689,000

」を

「

	30年以上 35年未満	979,000	909,000	849,000	809,000	689,000
	35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	789,000

」に

改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　新条例の規定は、令和７年４月１日以後に退職した消防団員について適用し、

同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

３　令和７年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

説　明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金に係る勤務年数区分を追加するため必要があるからである。

第61号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の２第１項ただし書中「若しくは同条第４項」を「、同条第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第34条の３の２第１項第３号及び第34条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同項第５号中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第34条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第74条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル」を「、0.09リットル」に、「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第80条第１項中「次の各号」を「、次」に改め、同項第２号中「または」を「、又は」に改め、同項第３号中「前各号」を「前２号」に、「外」を「ほか」に、「または」を「、又は」に改め、同条第２項中「次の各号」を「、次」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第74条第１号ウに掲げる原動機付自転車に

あっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第81条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第133条中「若しくは第６項」を削る。

附則第10条の２第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の３中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の１項を加える。

13　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第16条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の２の２　令和８年４月１日以後に第85条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第85条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第86条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第87条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第85条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱

式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第86条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第86条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第26条中「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」を「から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第32条の２、第34条の２第１項ただし書、第34条の３の２第１項第３号及び第34条の３の３第１項の改正規定並びに次条の規定　令和８年１月１日

⑵　附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第５条の規定　令和８年４月１日

（個人の市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）第32条の２及び第34条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第34条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第34条の３の２第１項第３号及び第34条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第34条の３の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第34条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第34条の３の２第１項及び第３項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき改正前の春日井市市税条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第34条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第34条の３の２第１項及び第３項に規定する申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第34条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の３の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第34条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例附則第10条の２及び第10条の３の規定は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例第74条第１号及び第80条第２項第５号の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、春日井市市税条例第85条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第87条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第16条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　春日井市市税条例第87条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第16条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第６条　地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第33条第６項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第７条　新条例附則第26条の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

説　明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税における特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の税率の見直し等に係る規定を整備するため必要があるからである。

第62号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「限る。」の次に「以下この号及び第６項第１号において同じ。」を加え、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第７条第３項第１号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第７条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第３条中「10年」を「15年」に改める。

附則に次の見出し及び４条を加える。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第２項各号又は第45条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士

の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第７条　前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第８条　附則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第30条第３項若しくは第45条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第30条第２項又は第45条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

（春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第37条第１項中「第42条第３項第１号において同じ。）及び」を「第42条第３項において同じ。）及び」に、「第42条第３項第１号において同じ。）にあっては」を「同項において同じ。）にあっては」に改める。

第42条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「限る。」の次に「以下この号及び第６項第１号において同じ。」を加え、同条中第９項を第11項とし、同条第８項中「第１項本文」を「第１項」に改め、同項を同条第10項とし、第４項から第７項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第３項第１号中「当該」を削り、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。)」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととするこ

とができる。

⑴　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第４条中「10年」を「15年」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第３条及び第２条の規定による改正後の春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第４条の規定は、この条例の施行の日以後に認可又は確認の申請をする事業者について適用し、同日前に認可又は確認の申請をした事業者については、なお従前の例による。

説　明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、保育内容支援等に係る連携協力について基準を緩和する等のため必要があるからである。

第63号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和41年春日井市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項第１号中「一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

説　明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、規定を整備するため必要があるからである。

第64号議案

白山小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

白山小学校リニューアル工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　白山小学校リニューアル工事（建築）

２　契 約 金 額　　１，５１１，５７３，８００円

３　契約の相手方　　名古屋市昭和区緑町一丁目10番地
株式会社前田工務店

４　工 事 内 容　　建築工事一式

第65号議案

白山小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

白山小学校リニューアル工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　白山小学校リニューアル工事（電気）

２　契 約 金 額　　２５７，２０２，０００円

３　契約の相手方　　春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

４　工 事 内 容　　電気設備工事一式

第66号議案

白山小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

白山小学校リニューアル工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　白山小学校リニューアル工事（機械）

２　契 約 金 額　　４０３，６１６，４００円

３　契約の相手方　　春日井市大泉寺町429番地１
株式会社Ｓｕｎ　ａｉｒ

４　工 事 内 容　　機械設備工事一式

第67号議案

高森山公園改修工事の請負契約について

高森山公園改修工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　高森山公園改修工事

２　契 約 金 額　　２０９，４４０，０００円

３　契約の相手方　　春日井市高蔵寺町４丁目16番地49
水野土木株式会社

４　工 事 内 容　　公園改修工事一式

第68号議案

都市計画道路３・４・237東山大泉寺線道路整備工事の請負契約について

都市計画道路３・４・237東山大泉寺線道路整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　都市計画道路３・４・237東山大泉寺線道路整備工事

２　契 約 金 額　　２５２，５４５，７００円

３　契約の相手方　　春日井市鳥居松町４丁目32番地
株式会社松浦組

４　工 事 内 容　　道路整備工事一式

第69号議案

財産の処分について

次の財産を処分したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　場　　所　　春日井市大泉寺町字大池下290番260ほか９筆

２　物　　件　　土地
面積　３８，３９８．７３㎡

３　処 分 価 格　　３，８００，０００，０００円

４　契約の相手方　　名古屋市東区東片端町８番地
株式会社スズケン

第70号議案

救急自動車の取得について

次のとおり救急自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　物 品 内 容　　災害対応特殊救急自動車（３台）

２　取 得 価 格　　９８，１００，０００円

３　契約の相手方　　春日井市浅山町１丁目１番55号
愛知トヨタＷＥＳＴ株式会社春日井店

第71号議案

ダンプトラックの取得について

次のとおりダンプトラックを取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

１　物 品 内 容　　ダンプトラック（10ｔ）

２　取 得 価 格　　２６，１８０，０００円

３　契約の相手方　　春日井市柏井町１丁目51番地
株式会社上田自動車

報告第２号

令和６年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第１項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
２ 総務費	１ 総務管理費	災害時物資集配拠点整備	7,300,000	1,000,000		1,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000			
４ 衛生費	３ 清掃費	クリーンセンター施設再整備	17,037,400,000	4,768,300,000	2,909,200	4,771,209,200	4,294,626,700	476,582,500	476,582,500	119,282,500		357,300,000	
		クリーンセンター第２工場外部搬出用設備設置工事	148,400,000	25,000,000		25,000,000	8,000,000	17,000,000	17,000,000	4,300,000		12,700,000	
		衛生プラント返送汚泥ポンプ取替修繕	10,200,000	9,600,000		9,600,000		9,600,000	9,600,000	2,400,000		7,200,000	
８ 土木費	２ 道路橋りょう費	市道6428号線擁壁改修工事	110,000,000	50,000,000		50,000,000	20,000,000	30,000,000	30,000,000	3,000,000		27,000,000	
		道風線地下道冠水表示板更新工事	95,000,000	40,000,000		40,000,000	16,000,000	24,000,000	24,000,000	6,000,000		18,000,000	
		宮南橋架替工事	406,000,000	180,000,000		180,000,000	67,100,000	112,900,000	112,900,000	11,300,000		101,600,000	

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
8 土木費	3 河川費	桜佐排水樋管撤去工事負担金	430,000,000	235,000,000		235,000,000	83,723,682	151,276,318	151,276,318	151,276,318			
	4 都市計画費	名鉄春日井駅周辺整備	4,612,000,000	114,000,000		114,000,000	25,744,000	88,256,000	88,256,000	8,856,000		79,400,000	
10 教育費	2 小学校費	味美小学校校舎等リニューアル工事	2,505,000,000	1,208,000,000	532,000,000	1,740,000,000	406,000,000	1,334,000,000	1,334,000,000	31,609,000	223,691,000	1,078,700,000	
		篠木小学校校舎等リニューアル工事	2,802,000,000	1,297,000,000	380,000,000	1,677,000,000	352,345,304	1,324,654,696	1,324,654,696	7,120,696	251,434,000	1,066,100,000	
		勝川小学校校舎等リニューアル工事設計業務	81,000,000	25,000,000		25,000,000	15,100,000	9,900,000	9,900,000	9,900,000			
		白山小学校校舎等リニューアル工事	2,443,000,000	685,000,000		685,000,000		685,000,000	685,000,000	62,000	125,438,000	559,500,000	
	3 中学校費	東部中学校校舎等リニューアル工事	2,859,000,000	2,029,000,000	419,000,000	2,448,000,000	355,000,000	2,093,000,000	2,093,000,000	16,104,000	352,896,000	1,724,000,000	
		西部中学校校舎等リニューアル工事設計業務	96,000,000	27,000,000		27,000,000	20,420,000	6,580,000	6,580,000	6,580,000			

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
10 教育費	4 社会教育費	鷹来公民館大規模改修工事	710,400,000	580,300,000		580,300,000	215,465,550	364,834,450	364,834,450	36,534,450		328,300,000	
		総合体育館機能向上改修工事	447,400,000	24,200,000		24,200,000		24,200,000	24,200,000	4,237,401	7,462,599	12,500,000	

報告第３号

令和６年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第２項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
２ 総務費	１ 総務管理費	庁舎議場特定天井改修その他工事	183,000,000	117,100,000		83,300,000	33,800,000
３ 民生費	１ 社会福祉費	総合的な福祉拠点ＰＦＩ等導入可能性調査業務	16,500,000	16,500,000		6,770,000	9,730,000
		物価高騰対応重点支援臨時給付金事業	1,056,510,000	136,829,170		136,829,170	
４ 衛生費	３ 清掃費	塵芥収集車購入	48,000,000	43,780,000		28,400,000	15,380,000
８ 土木費	４ 都市計画費	熊野桜佐土地区画整理事業	9,620,000	9,620,000		9,110,000	510,000
		西部第一土地区画整理事業	309,843,000	279,915,000		219,195,000	60,720,000
		西部第二土地区画整理事業	106,960,000	101,620,000		97,410,000	4,210,000

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
８ 土木費	４ 都市計画費	都市構造再編集中支援事業	213,200,000	173,813,000		160,370,000	13,443,000
		熊野桜佐土地区画整理公共施設管理者負担金	154,000,000	154,000,000		143,700,000	10,300,000
10 教育費	２ 小学校費	春日井小学校外12校理科室等空調機設置工事	588,500,000	588,500,000		588,446,000	54,000
	３ 中学校費	東部中学校体育館空調機設置工事	72,900,000	72,900,000		72,829,000	71,000

報告第４号

令和６年度春日井市水道事業会計継続費の逓次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の２第１項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市水道事業会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳	翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				損益勘定留保資金	
１ 資本的支出	１ 建設改良費	東山ポンプ場整備	1,177,000,000	649,000,000	55,000,000	704,000,000	66,307,450	637,692,550	637,692,550	637,692,550	
		桃山配水場更新整備	1,232,000,000	110,000,000		110,000,000		110,000,000	110,000,000	110,000,000	
		上水道施設中央監視設備更新	1,134,243,000	11,000,000		11,000,000		11,000,000	11,000,000	11,000,000	
		神屋西配水場更新整備	297,000,000	44,000,000		44,000,000		44,000,000	44,000,000	44,000,000	

報告第５号

令和６年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の２第１項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳				翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	出資金	国庫補助金	他会計負担金	
1 資本的支出	1 建設改良費	春日井調整池整備事業	4,323,000,000	869,000,000	378,800,000	1,247,800,000	869,600,000	378,200,000	378,200,000	180,065,000		134,350,000	63,785,000	
		宮調整池整備事業	3,535,000,000	968,000,000	308,705,000	1,276,705,000	771,600,000	505,105,000	505,105,000	208,747,000		186,330,000	110,028,000	
		宗法調整池整備事業	1,276,000,000	341,000,000		341,000,000	146,800,000	194,200,000	194,200,000	111,144,000		83,056,000		
		名鉄小牧線横断雨水管渠整備事業	1,219,900,000	113,300,000		113,300,000	45,000,000	68,300,000	68,300,000	49,922,000		18,378,000		

報告第６号

令和６年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第３項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	工事収入			
１資本的支出	１建設改良費	上水道配水管布設替工事（白山町外２町その２）	134,200,000		134,200,000	134,200,000				
		上水道西部第一土地区画整理事業地内配水管布設工事	54,230,000		54,230,000		54,230,000			関連する工事の遅延に伴い、施工時期が変更となったため
		上水道配水管布設工事（田楽町）	6,446,000		6,446,000		6,446,000			
		上水道配水管布設替工事（大泉寺町）	5,511,000		5,511,000		5,511,000			関連する工事に合わせた工期とするため
		町屋第５水源インバータ機能増設工事	13,585,000		13,585,000	13,585,000				材料調達が困難な状況であるため
		特殊車両（給水車）	21,279,000		21,279,000	21,279,000				

報告第７号

令和６年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第３項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

令和６年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	出資金	国庫補助金			
1 資本的支出	1 建設改良費	勝西ポンプ場更新事業	114,937,000	11,537,000	103,400,000	78,000,000		25,400,000			関係機関との協議に不測の日数を要したため
		勝西浄化センター更新事業	20,300,000		20,300,000	20,300,000					材料調達が困難な状況であるため
		マンホールトイレシステム整備事業	13,200,000		13,200,000	8,200,000		5,000,000			国の令和６年度補正予算の補助金を活用し、令和７年度の当初予算で計上予定の事業を前倒して施行するため
		管渠施設改築事業	249,700,000		249,700,000	190,700,000		59,000,000			

報告第８号

令和７年度春日井市一般会計補正予算（第１号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、令和７年度春日井市一般会計補正予算（第１号）を専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、令和７年度春日井市一般会計補正予算（第１号）を次のとおり専決処分する。

令和７年４月18日

春日井市長　石　黒　直　樹

令和７年度春日井市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度春日井市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,144,412千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16 国庫支出金		27,459,179	44,412	27,503,591
	1 国庫負担金	17,976,145	44,412	18,020,557
歳入合計		134,100,000	44,412	134,144,412

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 衛生費		19,911,314	44,412	19,955,726
	1 保健衛生費	5,526,632	44,412	5,571,044
歳出合計		134,100,000	44,412	134,144,412

令 和 7 年 度

春日井市一般会計補正予算（第１号）説明書

１　歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総　　括

(2) 歳　　入

(3) 歳　　出

※　補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1　歳入歳出補正予算事項別明細書

(1)　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
16 国庫支出金	27,459,179	44,412	27,503,591
歳　　入　　合　　計	134,100,000	44,412	134,144,412

歳　　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	19,911,314	44,412	19,955,726	44,412				
歳出合計	134,100,000	44,412	134,144,412	44,412				

(2) 歳　　入

16（款）　国庫支出金

項　　目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1（項） 国庫負担金	17,976,145	44,412	18,020,557			
2（目） 衛生費国庫負担金	18,717	44,412	63,129	1 保健衛生費負担金	44,412	予防接種健康被害給付費負担金

(3) 歳　　出
4(款)　衛生費

項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説　明
				特定財源				一般財源	区　分	金　額	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1(項) 保健衛生費	5,526,632	44,412	5,571,044	44,412							
2(目) 保健予防費	2,265,573	44,412	2,309,985	44,412					18 負担金、補助及び交付金	44,412	1　諸事業　44,412 (1) 感染症予防対策　44,412

報告第９号

中央公園グラウンド改修工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、中央公園グラウンド改修工事の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、中央公園グラウンド改修工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月17日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　中央公園グラウンド改修工事

２　契約の相手方　　春日井市鳥居松町４丁目32番地
株式会社松浦組

３　変 更 内 容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	258,500,000円	260,301,800円

報告第10号

前高グラウンド改修工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、前高グラウンド改修工事の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、前高グラウンド改修工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年２月26日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　前高グラウンド改修工事

２　契約の相手方　　春日井市高蔵寺町３丁目39番地
王春工業株式会社

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	139,361,200円	145,528,900円

報告第11号

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年２月25日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　鳥居松小学校リニューアル工事（建築）

２　契約の相手方　　高柳・服部特定建設工事共同企業体

代表者　春日井市鳥居松町５丁目75番地

株式会社高柳組

構成員　春日井市庄名町字池下804番地１

株式会社服部工務店

３　変 更 内 容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	1,160,288,800円	1,179,299,000円

報告第12号

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年２月25日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　鳥居松小学校リニューアル工事（電気）

２　契約の相手方　　春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	171,536,200円	171,551,600円

報告第13号

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年２月25日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　鳥居松小学校リニューアル工事（機械）

２　契約の相手方　　春日井市篠木町２丁目1310番地224
株式会社ウカイ設備

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	224,614,500円	228,090,500円

報告第14号

味美小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　味美小学校リニューアル工事（建築）

２　契約の相手方　　犬山市大字上野字米野1152番地２
株式会社シンエイライフ

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	1,580,700,000円	1,585,872,200円

報告第15号

味美小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　味美小学校リニューアル工事（電気）

２　契約の相手方　　春日井市弥生町平野2010番地
岐阜愛知電機株式会社春日井営業所

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	292,600,000円	292,796,900円

報告第16号

味美小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、味美小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　味美小学校リニューアル工事（機械）

２　契約の相手方　　春日井市大泉寺町429番地１
株式会社Ｓｕｎ　ａｉｒ

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	414,568,000円	414,780,300円

報告第17号

篠木小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　篠木小学校リニューアル工事（建築）

２　契約の相手方　　名古屋市昭和区緑町一丁目10番地
株式会社前田工務店

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	1,702,800,000円	1,709,272,400円

報告第18号

篠木小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　篠木小学校リニューアル工事（電気）

２　契約の相手方　　春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	327,800,000円	328,149,800円

報告第19号

篠木小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、篠木小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　篠木小学校リニューアル工事（機械）

２　契約の相手方　　春日井市浅山町３丁目1311番66
株式会社池田産業

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	564,300,000円	564,231,800円

報告第20号

東部中学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、東部中学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、東部中学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　東部中学校リニューアル工事（建築）

２　契約の相手方　　犬山市大字上野字米野1152番地２
株式会社シンエイライフ

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	1,688,010,500円	1,693,733,800円

報告第21号

東部中学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、東部中学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、東部中学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年３月21日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　　事　　名　　東部中学校リニューアル工事（電気）

２　契約の相手方　　春日井市細木町２丁目118番地
株式会社ＡＣＴ－１

３　変　更　内　容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	358,600,000円	359,491,000円

報告第22号

宮南橋架替工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、宮南橋架替工事の変更契約について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定により、宮南橋架替工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和７年５月15日

春日井市長　石　黒　直　樹

１　工　事　名　　宮南橋架替工事

２　契約の相手方　　春日井市鳥居松町４丁目32番地
株式会社松浦組

３　変 更 内 容

事　　項	変　更　前	変　更　後
契約金額	369,028,000円	377,399,000円

報告第23号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月16日提出

春日井市長　石　黒　直　樹

番号	事故の概要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
	令和年月日			円	令和年月日
1	6. 4.23	施設事故（除草作業時の車両破損）	勝川新町地内	63,250	6. 5.23
2	6. 4. 2	自動車事故（接触による施設破損）	黒鉾町地内	220,000	6. 5.28
3	6. 2.13	施設事故（除草作業時の車両破損）	高蔵寺町地内	91,498	6. 5.29
4	6. 4.10	自動車事故（接触による車両破損）	神屋町地内	1,787,043	6. 6.26
5	6. 2. 7	自動車事故（接触による損傷）	鳥居松町地内	104,723	6. 6.27
6	6. 3.27	自動車事故（接触による車両破損）	柏原町地内	197,393	6. 7. 2
7	5.11.16	その他事故（救急活動時の建物破損）	篠木町地内	66,000	6. 7.18
8	6. 6.24	その他事故（救急活動時の車両破損）	知多町地内	1,958	6. 8. 8
9	6. 7.19	自動車事故（接触による車両破損）	知多町地内	40,031	6.10. 4
10	6. 3.18	自動車事故（接触による車両破損）	東野町地内	678,154	6.11.15
11	6. 8.11	自動車事故（接触による構築物破損）	大手町地内	92,400	6.12. 2
12	6.10.23	施設事故（落枝による車両破損）	中央台地内	580,096	6.12.24
13	6.11.27	自動車事故（接触による構築物破損）	関田町地内	26,400	7. 1.20
14	6. 8.29	道路事故（接触による車両破損）	出川町地内	232,378	7. 1.23
15	6.11.27	自動車事故（接触による構築物破損）	関田町地内	63,800	7. 2.25
16	6.11.21	その他事故（予防接種に関する弁償）	鷹来町地内	4,345	7. 3. 5